

2020年11月25日

長崎市福祉事務所長様

長崎県保険医協会  
会長 本田孝也

## 医療要否意見書等提出時の郵送料はすべて 行政負担とすることを求める要望書

県民医療及び福祉の向上のための日夜のご努力に深く敬意を表します。

長崎県保険医協会は県内で保険診療に従事する1,910人の医師・歯科医師で構成する団体です。地域医療の充実・向上のために微力ながら努力してまいりました。

当協会では、ご承知のとおり、医療要否意見書等を医療機関が返送する場合、郵送料は行政負担とすることを求めてきました。その結果、多くの自治体にご理解を賜り、医療要否意見書の提出時の郵送料は自治体負担へと変わってきました。あらためて御礼申し上げます。

しかし、一方では、医療要否意見書の提出時に限り行政負担とする自治体が散見されます。具体的には、医療要否意見書以外の「調査票等」は自治体が受診状況等を把握するためのもので、当然医療要否意見書に付随するものであり、これを医療機関負担とすることは断じて容認出来ません。

当協会の照会に対し、行政負担未実施の福祉事務所職員は、「近隣自治体の動向を見ている」「予算化が必要なので一気にすべて行政負担とすることは難しい」「県内統一した取り扱いとすべき」等、様々な理由を示します。すでに、厚労省が「医療機関に過度な負担を強いることがないよう配慮すること」と説明し、かつ、従前から文書で「費用は行政負担であり、地方交付税で措置している」と見解を示しているにもかかわらず、法令を遵守すべき自治体が行うべきことではありません。

つきましては、貴事務所の対応が変わっていないことは極めて遺憾であり、2021年度予算において、生活保護法による医療扶助にかかわる医療機関の手続きにおいては、医療機関が経済的な負担をすることがないよう行政がすべて負担することを強く求めます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療現場は混乱し、疲弊しています。ただでさえ、各種文書量等が多く、診療以外の公的な業務が医師・歯科医師の大きな負担になっていると言っても過言ではありません。

国の法定事務を受託する自治体の立場は理解できますが、医療機関に負担を押し付けることをすべきではありません。つきましては、県下の状況を鑑み、下記の点の実行を再度要望いたします。

### 記

- 一、医療要否意見書を医療機関が福祉事務所に返送する際には、受取人払いの返信用封筒を同封するなど、郵送料は行政負担とすること。
- 一、行政負担の対象は医療要否意見書に限らず、福祉事務所が医療機関に患者の受診状況を照会する「調査票」等も対象とし、一切医療機関に経済的負担をかけることないようにすること。

以上